

令和 6 年度 第 1 回宇治市早期療育ネットワーク会議 会議録（要旨）

I 会議の概要

- 1 件名 令和 6 年度第 1 回宇治市早期療育ネットワーク会議
- 2 日時 令和 6 年 6 月 7 日（金）14 時 30 分～16 時 10 分
- 3 場所 宇治市役所 庁舎 8 階 大会議室
- 4 出席者
委員 小山委員（宇治久世医師会小児科医師）
海老原委員（宇治福祉園） 大野委員（かおり之園）
亀口委員（NPO 法人アジュール舎） 荒田委員（あゆみ園）
中西委員（こども発達支援センター） 大隅委員（宇治児童相談所）
神原委員（山城北保健所） 安留委員（学校教育課）
富治林委員（障害福祉課） 永池委員（こども福祉課）
松井委員（保育支援課）

事務局 波戸瀬（福祉こども部長） 雲丹亀（福祉こども部副部長）
栗田（保健推進課長） 畑下（保健推進課副課長）
発達支援係（平、橋本、岡田、細川、春田、小倉、岡）
- 5 欠席 服部委員長（京都府立大学）
- 6 傍聴 3 名（一般 1 名、報道関係 2 名）
- 7 議事 （1）昨年度の活動報告
（2）就学前の発達支援の現状
（3）各機関の早期療育にかかわる取り組み報告
（4）今年度の活動計画

Ⅱ 会議結果・議事要旨

<開会あいさつ（福祉こども部部長）>

- ・令和 6 年 4 月より児童福祉法の改正に伴い、妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援等を行うこども家庭センターを設置した。こども家庭センターには、こども福祉課、保育支援課、保健推進課の職員をあて、母子保健と児童福祉分野のより強固な一体的支援を行う体制となった。
- ・令和 7 年度より、(仮称)「乳幼児教育・保育支援センター」を設置する予定である。
- ・ここ数年、全国的に児童発達支援等の事業所が増加しているが、宇治市でも新たな事業所が開設し、幅広く支援が受けられる機会が増えている。

司会の栗田課長より、庁内の委員の交代、事務局の異動を報告した。

委員長欠席のため、委員長職務代理として小山委員に議長をお願いした。

(1) 昨年度の活動報告

事務局より資料①について報告を行った。

(2) 就学前の発達支援の現状

事務局より資料②-1、②-2、③について報告を行った。

資料②-1 に記載の新規事業所の開設時期について、「ぼの」が令和 6 年 4 月、「おかめいんこ」が令和 6 年 5 月、「フォレストキッズ」が令和 4 年 12 月、「エンジョイリズム」が令和 5 年 11 月、「キッドアカデミー」が令和 6 年 6 月であることを口頭にて報告した。

<質疑応答>

委 員：資料②-1 フォローシステムについて、保健推進課調整分というのは、保健推進課が調整した児童を受け入れているということでしょうか。

事務局：資料にある 6 つの事業所について、保健推進課が利用の調整を行っている。

委 員：4 月からの一斉入所に向けて調整をしている、と考えてよいのか。

事務局：最近始められた事業所はまだ空きがある状態なので、随時調整させていただいている。年度途中で空きがない事業所については 4 月からの一斉入所に向けた調整をさせていただく予定である。

委 員：これまでも年度途中で空きがあった場合に調整しておられたと思うが、それはどうなるのか。

事務局：途中入所については、これまで通り空きがでたら保健推進課に連絡をいただいて、空き状況に合わせた調整をさせていただく。これまでと変わらない対応

となる。

委員：資料③で療育の利用児数をみると、利用人数は減っているようだが、療育が必要な子どもは今後増えていくのかどうか。

事務局：資料③には発達相談の実人数も載せているが、その人数も若干減っている。ただ、就学前人口が減少している状況もあるため、割合としてはあまり変わっていないのではないかと思う。今後も動向を注視していきたいと考えている。

(3) 各機関の早期療育にかかわる取り組み報告

資料④に沿って各委員より報告があった。

・小児科分野…5歳児健診の予算が厚生労働省からついたことを受けて、宇治市でもスムーズに5歳児健診を実施できるよう検討していただきたい。また、実施に向けては療育、教育、保育、福祉の関係機関の皆様にご協力をお願いしたい。

・宇治福祉園…宇治福祉園は昨年、開設50年を迎えた。「ひなたぼっこ」という組織で、在園児と卒園児の保護者ネットワークを作っている。保護者が安心できることが一番大事と考えている。家庭の安定、保護者の安定がなければ子どもの成長にもつながらない。児童発達支援の取り組みは放課後等デイサービスに引き継いでいるが、家庭での養育が困難なケースもあり、学校との連携だけでなく、こども福祉課や児童相談所との連携も深めながら支援している。こういったケースに対しては危機感をもって支援にあたっている。加えて、宇治市乳幼児教育保育推進協議会との連携は今後重要になってくるのではないかと考えている。

・かおり之園…昨年度末には3名の職員が退職となった。人員不足のまま新年度に突入し、4月には報酬改定もあったので慌ただしい状況だった。幸い、4月に1名人員を補充することができた。合理的配慮について、併行通園先との連携の中で課題もあがってきているので、保育支援課など関係課とも連携をとりながら支援していきたいと考えている。また、放課後等デイサービスを利用されている小中学生のケースから、子どもたちのかかえている課題が見えやすくなってきており、課題分析をしながら未就学の子どもたちの支援に当たらなければならないと感じている。

・ころぼっくろ…週1回の集団療育を続けている。集団療育の子ども的人数と支援員的人数は資料のとおりである。保育所等訪問支援事業について、昨年度は計100回実施した。インクルーシブにかかわる重要な取り組みと考えている。親担当や児童発達支援、保育所等訪問のスタッフは兼務となっている。

・あゆみ園…これまでの療育を継続して実施している。未歩行のお子さん、ダウン症のお子さん、基礎疾患のあるお子さんも受け入れている。職員が入れ替わっていく中で、専門的な対応ができる職員、保護者支援ができる職員の確保が難しい。昨年度末はかなり厳しい状況だったため、受け入れ人数を減らすことにな

った。昨年度、酸素を利用された経管栄養のお子さんが居宅で過ごされており、居宅訪問型児童発達支援の意義を感じた。1 歳未満のダウン症のお子さんで、保育園に通い始めたものの体調を崩された事例もあった。合理的配慮や医療的ケアの充足も叫ばれている中で、こういったケースにどのように支援していけばよいのか事業所としても悩んでいる。一番困っているのは人材確保の点である。放課後等デイサービスについては、高等部を始めることになった。

・すてっぷセンター…昨年度までは併行通園の方には療育の終了期限を設けたりしていたが、保護者の希望や園生活のサポートという意味を考えて、今年度からは終了期限を設けないこととした。併行通園 2 年目も週 1 回の利用を保障している。就学を見据えた年長 1 年間の療育グループは、今年度は 4 クラスで 14 名を受け入れた。児童発達支援も放課後等デイサービスも含め、当センターも職員の確保の難しさがあり、休みの日を設定するなどして対応している。令和 6 年 4 月からの法改正を受けて、当センターの役割や方針を整理しているところである。決まり次第お知らせしていく。

・宇治児童相談所…昨年度も虐待の件数は増加傾向にある。虐待にからんで一時保護も多く、その中で発達の課題もあることが判明して色々なサービスにつながっていくこともある。障害の相談も多く、療育手帳の判定を受ける方もたくさん来られている。身体障害手帳をお持ちの方が、療育手帳も申請される事が増えてきている。できるだけ地域でかかりつけ医をもっていただけるよう案内を継続している。

・山城北保健所…発達支援クリニックの実施状況、発達障害児支援従事者研修会、在宅療養児支援の取り組みについては資料に記載のとおり。在宅療養児支援は、特に医療的ケアが必要なお子さんについては重点的に支援を行っている。医療的ケア児のコーディネーター研修も計画しているので案内していく。

・学校教育課…昨年度の取り組みについて、資料の通りである。コーディネーター会議については、移行支援シートが以前は手書きであったのをエクセルファイルで様式を統一した。これにより、データを活用しやすくなったことと、支援計画の一貫性が確保しやすくなったという利点がある。保護者からも、園の取り組みが小学校に引き継がれて安心したという声をいただいている。施設類型を問わず、移行支援シートの取り組みを参考にいただけるよう情報提供に取り組んでいる。

・障害福祉課…障害児サービスについて、サービスの提供数は年々増加している。今後の推移については注視していきたいと考えている。

・こども福祉課…医療的ケア児については、現時点では該当の方はおられないが、転校等で新たに来られる可能性もあり、また令和 7 年度に向けても受け入れ体制を整えて、いつでも受け入れられるようにしたいと考えている。令和 6 年度から

こども家庭センターを設置し、各課との連携もより深めていきたいと考えている。
・保育支援課…要支援児童の受け入れ状況について、要支援児童の割合は増加傾向にある。園への訪問件数も増加している。資料にもあるが、子どもの視点から子どもを理解し支援策を協議するためには、一時的な訪問ではなく、ある一定期間継続した相談が必要ではないかと感じている。

<質疑応答>

委員：障害福祉課の資料について、保育所等訪問支援のサービス提供数が少ないのはなぜか。当事業所だけでも 39 名に保育所等訪問支援を行っているが、資料には 21 人となっている。

委員：給付の数ということは把握しているが、集計の詳細については確認し後日返答させていただきたい。

⇒後日、資料の数字は令和 6 年 3 月に保育所等訪問支援を実際に利用した人数であると回答があり、委員に共有した。

委員：医療的ケアが必要なお子さんの一時保育の指示書の様式は保育支援課で作成されているのか。

委員：医療的ケアが必要なお子さんの一時保育の利用状況は保育支援課では把握しておらず、指示書についても作成していない。

委員：5 歳児健診について、事務局から説明してほしい。

事務局：5 歳児健診は、発達に課題のあるお子さんを見つけて就学につなげることがねらいと考えている。5 歳児全員を対象とした集団健診での実施が望ましいとされているが、ねらいを踏まえてどのような形でできるのか検討しているところである。現在も 4 歳児を対象に、年中児サポート事業を実施している。幼稚園や保育所園、認定こども園など就学前施設にご協力いただき、発達に課題のあるお子さんの相談や園を訪問するなどして状況把握に努めているところである。5 歳児健診を実施するにあたっては、医師会や園との調整が必要と考えている。

委員：療育につながっているお子さんでなくても、園でなんとなく気になるお子さんも含めてどのように支援していくか、ということが保育所等訪問支援などにつながってくることもあるのではないか。

委員：不登校のケースについて、支援の幅を広げていく必要があると考えている専門的な介入が必要なケースもある。幼児期から傾向がみられる場合もあるが、使えるサービスが限られる。例えば移動支援は小学生からしか使えない。また、年齢が上がってくると、家庭内で暴れる、生活リズムが乱れるなど対応が難しくなり保護者のメンタルがやられてしまうケースもある。入所を考えたいとなっても受け入れ施設がなく、行き場がないこともある。宇治市にそういうケー

スがあるということを関係機関の皆さんに知っておいて欲しい。

委員：制度の隙間、というお話がでたが、既存の制度の中で使えるものがないか、など検討していきたい。

委員：施設の数に限界は確かにある。起こっている課題に対して、どのような対応が一番望ましいのか、しっかりとしたアセスメントをしていくことが必要と考えている。保護をしても、地域で支えていただける部分もある。地域の協力をお願いできればとも思う。専門的な対応が必要なケースについては、例えば心理治療施設、児童自立支援施設、などにつなげることもある。ただ、おっしゃるように施設が見つからず、近畿圏内を探しても空きがないこともある。できないところをどうやっていくか、ということを考えていくしかないと思っている。引き続き連携していけたらと思う。

委員：合理的配慮についてはどうか。

委員：合理的配慮という以前に、発達的な支援、子どもの課題に沿ってどのような対応をしていくかという点について、「特別扱いはできない」という園からのメッセージとして保護者に伝わってしまうようなことがある。現場の先生は日々の中で難しいこともあると思うが、時代の流れもあるので、合理的配慮について何らかの研修も含めて周知していただけるといいのではないかなと思う。

委員：医師として合理的配慮について診断書を書いたことはある。ただし、やってほしい合理的配慮について、実績がないと認められない。例えば、高校受験に際しての配慮について、すでに中学校のテストの段階でこういう配慮をしてもらっている、という診断書を書く。合理的配慮の内容は色々あって、お互いの事情もあると思うが、かかりつけ医に相談されるといいと思う。

委員：集団生活を送るうえでのルールは一定あるものではあるが、そういうものがありつつも、どういう折り合いをつけていけるのか、保護者の方とコミュニケーションをとりながら、新たなルールを作っていくようなことが必要なのだと思う。情報共有は進めていきたい。

委員：学校によってケースバイケースなところはあがあるが、個別に判断してしまうのではなく、校長会や教育委員会内で検討するなど、情報共有してもらいながら、対応を考えていきたいと思う。

(5) 今年度の活動計画

事務局より資料⑤について報告した。

資料⑤について質問等はなかった。

事務局：次回の会議は10月4日を予定しているので、ご出席いただくようお願いしたい。